

お客さまの大切な持ち家をご活用して、
充実したセカンドライフを過ごしませんか？

ろうきんリバースモーゲージローン

『ろうきんリバースモーゲージローン』は、お使いみち自由。お客さまのニーズに合わせてご利用いただけます。
(事業資金・投機目的資金・負債整理資金にはご利用いただけません)



旅行



ご家族の結婚



趣味

自宅にそのまま
住み続けられるから安心

生活資金に
余裕ができて安心



リフォーム



住宅ローンの
借換え

万一の事態にも
備えられるから安心

ろうきんリバースモーゲージローンのおすすめポイント

ポイント1

毎月のご返済は利息分だけ！

ご融資期間中のご返済は利息分のため、返済負担を軽減することができます。お借入れされた元金はご契約者さまがお亡くなりになったときに、担保物件の売却代金から一括してご返済いただきます。

ポイント2

ローン期間は終身！

ローンは終身でご利用いただけます。

ポイント3

必要な時に 必要な分だけ 借入できる！

最高8,000万円まで。
ご融資方法は証書貸付
および当座貸越となります。

※担保評価額の範囲内で借入
限度額を設定いたします。

ポイント4

ご自宅に お住まいのまま 有効活用できる！

お借入れ後も、ご自宅に
そのまま住み続けられ
るので安心です。

ポイント5

お使いみちは 自由！

セカンドライフを充実
させる様々な資金にご
利用いただけます。

※事業資金、投機目的資金、負債
整理資金にはご利用いただけ
ません。

ポイント6

ご家族に迷惑が かからない ノンリコース型！

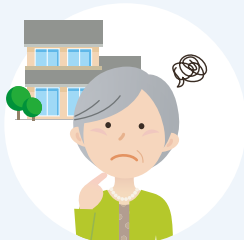
ご自宅売却金でローンの
全額返済ができなく
ても、不足分の請求はあ
りません。

どのような方が利用しているの？



生活に余裕が欲しい

ご自宅の資産価値を活かして手元資金
を増やしたい方



自宅の相続で悩んでいる

お子さまが実家を相続する意向がない
方や相続人がいない方



万一の場合に備えておきたい

病気やケガによる入院費や医療費、
突然の事故など万一の事態に備えて
おきたい方



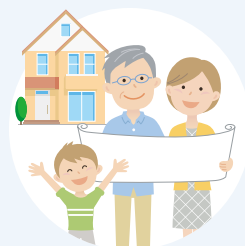
家族の介護に 備えたい

ご家族に介護が必要になった時、介護
サービスの利用をお考えの方



複数のローンが 残っていて心配

複数のお借入れのおまとめをしたい方
※負債整理資金にはご利用いただけません。



リフォームして 住まいを快適にしたい

老後のためにご自宅をリフォーム
したい方

人生100年時代を迎えた今、これまで以上に老後の生活に不安を感じているシニア層から大変注目されています！

お使いみちが自由だから、色々な用途にお使いいただけます。

例えば **1**

暮らしを充実させたい！



- ・冬場は寒いお風呂をリフォームしたい
- ・コンパクトな車に買い替えたい
- ・熱中症対策に家中にクーラーを設置したい
- ・子どもや孫が泊まれるようにリフォームしたい

リフォーム資金として
700万円をお借入れした場合



お支払いイメージ

月々のお支払い金額
(700万円×4.16%÷12ヶ月)

月々**24,266円**

例えば **2**

住宅ローンの返済負担を軽くしたい…



- ・住宅ローンが残っていて返済が大変
- ・このままの返済だと余裕がなくて心配
- ・定年後、収入が少なくなるから不安

住宅ローンの借換え資金として
1,000万円をお借入れした場合



お支払いイメージ

月々のお支払い金額
(1,000万円×4.16%÷12ヶ月)

月々**34,666円**

例えば **3**

趣味や大切なご家族のために！



- ・子どもや孫の教育費用や結婚費用を援助したい
- ・趣味や勉強のための教室に通いたい
- ・自宅で陶芸ができるように設備を整えたい

お子さまの結婚費用として
200万円をお借入れした場合



お支払いイメージ

月々のお支払い金額
(200万円×4.16%÷12ヶ月)

月々**6,933円**

※上記のシミュレーションは2022年6月1日現在の金利である年4.16% (保証料0.96%含む) で算出しています。

※金利は変動金利であり、4月1日と10月1日の見直し基準日に見直します。

※返済試算額は店頭でご確認いただけます。

『ろうきんリバースモーゲージローン』ご利用の流れ

契約者さま



- 1 ご自宅を担保として、お借入限度額を設定いただきます。
- 2 ご利用 証書貸付: ご契約後、ご本人さまの預金口座に入金
当座貸越: 極度額の範囲内で必要な時に必要な分だけご融資
- 3 ご返済: 毎月のご返済はお利息のみとなります。
- 4 元金のご返済: 担保物件の売却等で一括してご返済いただきます。
※ご契約者様がお亡くなりになった時のお手続きとなります。

静岡ろうきん



1

ご自宅を担保とし、お借入限度額を設定

ご自宅の評価額等に応じてお借入限度額を決定します。

- ・土地付建物、マンションを問わず物件評価額の50%または60%が上限となります。※
※満58歳未満の配偶者がいる場合は物件評価額の30%が上限となります。
- ・当座貸越の極度額は物件評価額の20%が上限となります。
- ・お借入限度額は8,000万円以内となります。
- ・ご自宅(土地・建物)に根抵当権を設定させていただきます。



2

ご利用

ご融資方法は証書貸付および当座貸越となります。

1 証書貸付

お借入限度額から当座貸越の極度額を控除した金額を超えない範囲で、金銭消費貸借契約を締結し、融資金を一括交付します。

2 当座貸越

お借入限度額の内、物件評価額の20%以内で当座貸越の極度額を設定します。お借入れは極度額の範囲内で、繰り返しご利用が可能です。お借入れの都度店頭でのお手続きとなります。
※当座貸越のみのご契約はお取り扱いできません。

例) 物件評価額が1,000万円で、お借入限度額を500万円と設定した場合

ご利用事例 1

お借入限度額を
一括してご利用する
場合

お借入限度額: 500万円

証書貸付: 500万円
ご契約時に一括してお借入れ

・当座貸越を利用せず、証書貸付のみご利用いただくことで、ご融資金を一括して受け取ることができます。

ご利用事例 2

当座貸越を活用する
場合

お借入限度額: 500万円

証書貸付: 300万円
ご契約時に一括してお借入れ

当座貸越: 200万円
ご契約時お借入れなし

※当座貸越は物件評価額の20%以内で設定いただきます。

<お借入れの追加(必要な時)>

例) 当座貸越を200万円を設定し、追加融資として100万円借入れをする場合

お借入限度額: 500万円

証書貸付: 300万円
ご契約時に一括してお借入れ済み

当座貸越として
100万円お借入れ

当座貸越残り
借入枠100万円

・当座貸越はご契約後、極度額の範囲内で、繰り返しお借入れが可能です。
・当座貸越を活用することで、急な資金需要への備えなど、必要な時にご利用いただくことができます。

3

ご返済

毎月のご返済は利息分のみお支払いただきます。

4

元金のご返済

元金は、ご契約者さまがお亡くなりになってから担保物件の売却や相続財産・保険金などで一括返済いただきます。

ご返済方法

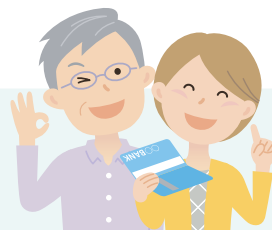
1 担保物件の売却による一括返済

ご自宅など担保物件の売却代金で元金を一括返済いただきます。売却代金がお借入残高に満たなくても不足分はご返済不要です。また売却代金がお借入残高を上回る場合、その余剰金は権利者(法定相続人など)へ支払われます。



2 相続財産や保険金などによる一括返済

ご契約者さまのご相続人さまにより、相続財産等でご返済いただくことも可能です。お借入残高全額をご返済された場合、担保物件の売却は必要ありません。



配偶者はどうなるの？

配偶者さまは連帯債務者としてご契約いただくため、ご自宅を売却せずに継続して融資をご利用いただき、配偶者さまがお亡くなりになるまで担保物件売却の必要はありません。

※別途審査があります。審査の結果により、ご希望にそえない場合があります。



生前でも返済できるの？

お手元の余裕資金による、窓口での一部返済や一括返済をしていただくことも可能です。



『ろうきんリバースモーゲージローン』商品概要

項目	内容
1 お申込みいただける方	● 次の条件をすべて満たす方。 (1) 申込時年齢が満58歳以上の方(※1) (2) 土地付建物またはマンションに夫婦または単身居住の方(※2) (3) 担保となるご自宅の名義が債務者の単独名義、または配偶者との共有名義の方 (4) 安定かつ継続した収入が見込める方、債務過多・信用異常のない方 (5) 原則として、推定相続人全員から承諾が得られる方(※3) (6) (一社)日本労働者信用基金協会の保証を受けられる方 (※1) 配偶者がいる場合、配偶者の年齢が満50歳以上であることが条件となります。 (※2) 配偶者以外の同居人がいる場合はお取り扱いできません。 (※3) 推定相続人は、配偶者および子・親(子・親ともにいない場合、兄弟姉妹)となります。ただし未成年者の推定相続人がいる場合はお取り扱いできません。
2 ご融資金のお使いみち	● 生活資金全般(住宅ローン等の借換資金、リフォーム資金、医療・介護費用、老後の生活資金補填費等)。ただし、事業資金・投機目的資金・負債整理資金にはご利用いただけません。
3 ご融資額	● 8,000万円以内(1万円単位)。 ・ 土地付建物、マンションを問わず物件評価額の50%または60%が上限となります。(※4) ・ 当座貸越のご利用限度額は物件評価額の20%が上限となります。 ・ 審査の結果、ご希望の借入額を減額させていただく場合がございます。 (※4) 満58歳未満の配偶者がいる場合は物件評価額の30%が上限となります。(配偶者は50歳以上であることが条件となります)
4 ご融資期間	● 債務者および連帯債務者がお亡くなりになるまで。
5 ご融資方法	● 証書貸付および当座貸越となります。 【証書貸付】お借入限度額から当座貸越の極度額を控除した金額を超えない範囲で、金銭消費貸借契約を締結し、融資金を一括交付します。 【当座貸越】お借入限度額の内、物件評価額の20%以内で当座貸越の極度額を設定します。お借入れは極度額の範囲内で、繰り返しご利用が可能です。お借入れの都度店頭でのお手続きとなります。 * 当座貸越のみのご契約はお取り扱いできません。
6 ご融資金利	● 変動金利となります。 * 最新のご融資金利は、静岡県労働金庫本支店もしくはホームページでご確認いただけます。
7 ご返済方法	● 債務者がお亡くなりになるまでは元金据置期間とし、毎月利息のみをお支払いいただきます。 ● 債務者がお亡くなりになった場合(※5)は、担保物件(土地付建物、マンション)の売却代金(※6)にて、一括してご返済いただきます。 ● お手元の余裕資金による一括返済または一部返済いただくことも可能です。(※7) (※5) 連帯債務の場合は、債務者・連帯債務者のいずれもお亡くなりになった場合となります。 (※6) ご自宅の売却代金で、本ローンが完済できない場合、相続人に請求は行いません。当金庫から保証機関に対して保証債務履行請求を行います。 (※7) 融資期間中に繰上返済等をされる際には手数料が必要になる場合がございます。
8 保証機関	● (一社)日本労働者信用基金協会をご利用いただきます。
9 保証料	● 保証料として年0.55%～年0.96%を別途ご負担いただきます。保証料は、毎月のお利息に上乗せしてお支払いいただきます。
10 連帯債務者・推定相続人	● 配偶者がいる場合、配偶者の方を連帯債務者とさせていただきます。 ● 原則として、推定相続人(連帯債務者除く)全員の方に、以下の内容をご承諾いただきます。 (1) 推定相続人の方は、担保物件に居住いただけません。 (2) 後見の発生、推定相続人の追加、債務者の死亡や生活困窮および住所等の届出事項の変更等が発生した場合は、静岡県労働金庫にて所定の手続きをお取り扱いいただきます。 (3) 静岡県労働金庫が必要と判断した場合、成年後見人の選出をお願いする場合がございます。 (4) 債務者の方がお亡くなりになった場合、担保物件の売却資金でお借入残高を弁済いただきます。(連帯債務の場合は債務者・連帯債務者のいずれもお亡くなりになった場合となります) (5) 担保物件の売却資金または相続人による弁済でお借入残高を一括返済できない場合、当金庫から保証機関に対して保証債務履行請求をさせていただきます。
11 団体信用生命保険	● 団体信用生命保険はご利用いただけません。
12 火災保険(共済)	● お客さまご自身で任意の火災保険(共済)にご加入いただけます。加入中の火災保険(共済)を継続することもできます。保険料(共済掛金)はお客さまにご負担いただきます。
13 担保	● 担保物件に対して、静岡県労働金庫が第一順位の根抵当権を設定させていただきます。 ● 担保物件は、原則、静岡県内の物件に限ります。
14 手数料	● ご契約締結時に「リバースモーゲージローン取扱手数料」として、55,000円(消費税を含む)をお支払いいただきます。

(注)・本説明書の記載内容につきましては、適宜変更することもありますのでご了承ください。詳しくは(ろうきん)営業店の職員までお問い合わせください。
・お申込みにあたっては、当金庫および(一社)日本労働者信用基金協会の審査がございます。
・審査の結果により、ローン利用のご希望にそえない場合もございます。

お問合せはフリーダイヤルまたは(ろうきん)営業店までお尋ねください。



0120-609-123

受付時間 平日9:00～18:00(月曜日～金曜日)
(ただし、祝日・12/31～1/3は除きます。)

〈ろうきん〉の最新情報をご案内しています。

インターネットホームページ
<https://shizuoka.rokin.or.jp/>

静岡ろうきん

検索

スマートフォンで
アクセス!

